

(別添)

## 平成23年度国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果 (概要)

### 1 調査の目的

我が国の農産物販売農家における農薬の使用状況及び産地段階における農産物への農薬の残留状況を把握し、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案のための基礎資料を得るとともに、調査結果に基づく所要の指導を通じて、農薬の適正使用の推進を図り、農産物の安全性の向上を図ることを目的とする。

### 2 使用状況調査

#### (1) 調査方法

平成23年度の調査は、穀類、大豆、野菜及び果実の農産物を生産している農家4,665戸を対象とした。これらの農家が、地域センター等から配布された農薬使用状況等記入簿に農薬の使用状況を記帳し、地域センター等が農産物の出荷時期に当該記入簿を回収した。当該記入簿に記帳された内容をもとに、地域センター等が使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の調査を行った。

#### (2) 調査結果(概況)(別表1)

調査対象とした4,665戸の農産物販売農家のうち、4,649戸(99.66%)の農家は適正に使用していることが認められた。16戸の農家で、以下のような17件(のべ件数)の不適正な使用が認められた。

##### ①不適正な使用の内容(複数回答あり)

##### ア 使用してはならない作物へ誤って使用した事例(3件)

農薬ラベルに「豆類(種実)」に使用できるとの記載があったため、「さやいんげん」にも使用できるものと誤認した(※)など、農薬ラベルの内容を十分に確認しなかったことによるもの。(※ だいず・あずき等の成熟した種子を収穫する「豆類(種実)」と、えだまめ・さやいんげん等の未成熟なさや付き豆を収穫する「豆類(未成熟)」とでは使用できる農薬が異なる。)

##### イ 使用量又は希釈倍数が適切でなかった事例(4件)

##### ウ 使用時期を誤って使用した事例(4件)

##### エ 使用回数を誤って使用した事例(6件)

##### ②不適正な使用が多く認められた作物

ねぎ、はくさい、トマト、メロン

(注) のべ件数：1戸の農家で2種類の不適正な使用が認められた場合、2件として計算。

(参考)

調査年度	調査農家数	農薬の 総使用回数	不適正使用 のあった 農家数	不適正使用のあった農家のうち			
				誤った農作物に使用した農家数	誤った使用量又は希釈倍数で使用した農家数	誤った時期に使用した農家数	誤った回数で使用した農家数
平成 15 年度	3,820	26,599	80 (2.1%)	25 (0.7%)	—	21 (0.5%)	43 (1.1%)
16	3,881	32,704	29 (0.7%)	5 (0.1%)	5 (0.1%)	9 (0.2%)	11 (0.3%)
17	4,256	39,215	18 (0.4%)	4 (0.1%)	4 (0.1%)	8 (0.2%)	4 (0.1%)
18	4,002	42,071	11 (0.3%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	2 (0.0%)
19	4,741	49,291	15 (0.3%)	3 (0.1%)	4 (0.1%)	5 (0.1%)	4 (0.1%)
20	4,729	42,059	12 (0.3%)	4 (0.1%)	3 (0.1%)	5 (0.1%)	2 (0.0%)
21	4,735	43,311	17 (0.4%)	8 (0.2%)	5 (0.1%)	2 (0.0%)	4 (0.1%)
22	4,745	43,631	1 (0.02%)	1 (0.02%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)
23	4,665	39,305	16 (0.34%)	3 (0.06%)	4 (0.09%)	4 (0.09%)	6 (0.13%)

(注) ①平成 18 年度以降は従来の野菜及び果実に加え、米、小麦及び大豆も調査対象としている。

②平成 15 年度は、使用量又は希釈倍数については調査対象外。

### 3 農薬残留状況調査

#### (1) 調査方法

##### ①試料検体数

調査対象となる各農産物の出荷量等を勘案しつつ、1,190 検体（穀類及び豆類（151 検体）、野菜及び果実（1,039 検体））の試料を調査対象とすることとし、都道府県に割り当てた。

##### ②試料採取方法

2 の使用状況調査を実施した農家のうち、試料の提供及び残留農薬の調査実施に了解が得られた農家が生産した出荷段階の農産物を調査対象試料とし、穀類及び豆類は無作為に採取して合成縮分の上 1 kg 以上となるよう、野菜及び果実は無作為に 5 個以上かつ合計重量が 2 kg 以上となるよう採取した。

### ③分析方法

#### ア 分析対象農薬

調査対象となる各農産物に使用された農薬のうち、分析法が確立している農薬を選定した。

#### イ 分析法

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である試験法について」（平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添の第 2 章（一斉試験法）及び第 3 章（個別試験法）に定められた試験法及び精製溶媒に一部修正を加えた試験法を用いて分析した。

### ④定量限界

各農薬ごとに残留基準値の 10 分の 1 以下となるよう設定した（別表 3 及び 4）。

### ⑤妥当性確認

代表的な作物と農薬の組合せで添加回収試験を実施した。回収率は 70 %～ 110 % の範囲であり妥当性は確認された。

## (2) 調査結果（概況）（別表 3 及び 4）

5,925 分析試料検体（のべ検体数）の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料は、合計 961 検体（のべ検体数）であった。

また、分析試料検体すべてにおいて、農薬の残留濃度は、食品衛生法に基づく残留基準値以下であった。

（注）のべ検体数：1 試料から 2 種類の農薬が検出された場合、2 検体として計算。

#### （参考）

農薬取締法に基づく、農薬の使用基準は、病虫害等への効果、人畜への安全性、環境への影響等の観点を踏まえて定めている。また、食品衛生法に基づく農薬の残留基準値は、この使用基準に従って最も農薬が残留しやすい条件で使用した場合でも作物中の残留量が超えることのない濃度として設定している。

すなわち、残留基準値は、農薬の使用基準が守られていれば、これを超過することのないものであるため残留基準値への適合状況の調査は、農薬の使用基準の遵守状況を効率的に把握する手段となる。

## 4 調査結果を受けた対応

- ① 不適正な使用が認められた農家に対して、地域センター等及び都道府県が農薬の適正使用の徹底を図るよう指導した。
- ② 今回の調査結果を都道府県に連絡するとともに、農家等使用者に対して改めて農薬の適正使用の周知徹底を図るよう要請する予定である。
- ③ 都道府県等による農家等に対する農薬の適正使用の指導等に活用するため、平成 24 年度も同様の調査を実施しており、平成 25 年度以降も農薬の使用状況及び残留状況の調査を継続している。
- ④ その際、調査対象の農産物に使用が確認された農薬を分析し、作物残留の傾向を把握することとしている。なお、調査内容については、これまでの調査結果をもとに見直しを行っている。